

小笠山総合運動公園(静岡スタジアム) ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

静岡県では、事業者との協働の下に、静岡県が所有する施設等（以下「県有施設等」という。）を有効に活用することにより新たな歳入を確保し、県民サービスの維持・向上等に資することを目的として、静岡県営都市公園である、小笠山総合運動公園の静岡スタジアム、補助競技場及び投てき練習場に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、小笠山総合運動公園内に所在する静岡スタジアム、補助競技場及び投てき練習場に企業名等の愛称を表示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、小笠山総合運動公園への経済的支援を通じた社会貢献を行うこととなります。

2 対象施設

(1) 正式名称 小笠山総合運動公園 静岡スタジアム
補助競技場
投てき練習場

(2) 所在地 静岡県袋井市愛野 2300-1

(3) 概要 詳細は「別添1」のとおり

※小笠山総合運動公園公式HP：<https://www.ecopa.jp/>

3 募集概要

(1) ネーミングライツの対象

静岡スタジアム、補助競技場及び投てき練習場の愛称

※一般的な呼称として用いられる名称であり、本県の条例等で定められている正式な施設名等を変更するものではありません。

※JR愛野駅の副駅名標広告を希望される方は、「11副駅名標広告の掲出について」を確認ください。

(2) ネーミングライツ料（最低募集金額）

年額2,500万円以上（消費税及び地方消費税含む）

- ・消費税及び地方消費税含む応募金額は、1万円単位とし、1万円以下の端数がないよう応募ください。
- ・静岡スタジアム、補助競技場、投てき練習場の3施設の命名権料を合わせた最低募集金額となります。

(3) 契約期間

令和9年4月1日から5年間

（契約期間の満了に当たり、契約継続の希望があれば優先交渉権を付与します。）

(4) 愛称の使用開始予定日

令和9年4月1日

(5) 愛称の条件等

①静岡スタジアム

小笠山総合運動公園の設置目的である、サッカーやラグビーのワールドカップを開催したトップレベルの競技施設を活かした、「静岡県スポーツの主役」にふさわしい愛称とし、公募により決定した愛称である「エコパ」及び「スタジアム」の字句を愛称に含むものとします。

②補助競技場、投てき練習場

施設の利用形態が分かる字句(例：補助競技場、投てき場など)を含むものとします。

ア 次に掲げる愛称は付することができません。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ) 政治性又は宗教性のあるもの

(オ) 著しく長い又は難解な字句を使用するなど、利用者の混乱を招くおそれのあるもの

(カ) 個人の氏名

(キ) その他名称として表示することが適当でないと県が認めるもの

イ 命名していただくのは愛称であり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

ウ 利用者の混乱を防止するため、決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

エ 国際大会の開催や興行主の意向等により、イベント開催期間中は愛称の使用等が制限される場合があります。

オ 愛称が定着するまでの間は、条例上の名称を併記する場合があります。

(6) 費用負担

ア ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、次のとおりです（○を付した者等が費用負担者）。

項目	区 分	県・指定管理者	ネーミングライツパートナー
1	敷地内外の看板表示・サインや道路標識等の変更		○ ※1
2	指定管理者が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の在庫使用		○ ※2
3	指定管理者が作成したパンフレット、封筒等の既存デザインの印刷物に愛称を追加して増刷する場合	○ ※3	○ ※3
4	ネーミングライツパートナーが提案する新デザインのパンフレット等を作成する場合		○
5	指定管理者ホームページの表示変更		○ ※4
6	県ホームページや県資料で愛称表記が必要なものの修正	県	
7	契約期間満了後の原状回復(契約期間中の解除を含む。)		○

- ※1 表示変更や新規看板の設置等については、関係市屋外広告物条例の規制の関係など県や関係機関と協議の上、可能な表示を行っていただきます。
なお、敷地内看板の新設は設置の可否を含めて協議が必要です。
また、設置する看板の安全性の検討はネーミングライツパートナー側で実施していただきます。
- ※2 既存のパンフレットの在庫使用時に愛称のシール等で印刷物を変更する場合、作成するシール等が対象となります。
- ※3 指定管理者が所有する既存パンフレットのデザインを活用して、パンフレット等を作成する場合に、愛称を追加するためのデザイン変更料金、また愛称使用期間終了後にデザインを戻す変更料金は、ネーミングライツパートナーの負担となります。
なお、この場合のパンフレット作成費用は指定管理者の負担となります。
- ※4 ホームページ上の文言の変更など、費用を要さないものについては、原則、指定管理者が変更を行いますが、園内マップなどの画像ファイル等の変更に費用を要するものは、ネーミングライツパートナーの負担となります。
- イ 上記費用のほかに、提案の内容を県が採用する場合において、費用負担を伴うものについては、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担となる場合があります。
- ウ 契約が終了するときは、契約期間終了前に、ネーミングライツパートナーの負担と責任において、原状回復を行っていただきます。

(7) 応募資格

次のいずれにも該当しない法人等とします。

ア 次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するもの

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に該当するもの

ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

- エ 消費者金融・高利貸しに係るもの
- オ たばこに係るもの
- カ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く）
- キ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- ク 興信所・探偵事務所
- ケ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの（ただし、再生又は更正計画が認可されたものはこの限りでない）
- コ 県の入札参加停止措置若しくは指名停止措置を受けているもの、県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
- サ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- シ 県税その他の租税を滞納している、又は正当な理由なく県に対する債務を履行していないもの
- ス その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認めるもの

(8) その他

ネーミングライツを実施するに当たって、業務上知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らすことはできません。

4 応募方法

(1) 提出書類

【提案者が法人等の場合】

- ア 静岡県ネーミングライツ提案書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 誓約書及び役員等名簿（様式第3号）
- エ 会社概要書（パンフレット等）
- オ 直近3か年の決算報告書
- カ 定款、寄附行為若しくは規約
- キ 印鑑証明書（原本）
- ク 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ケ 直近1年分の納税証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のものに限る。）
 - ・県税の未納がないことの証明書（静岡県内事業所を有する場合は静岡県、有しない場合は、本社の都道府県の証明書）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ その他提案内容に関する資料（必要な場合適宜）
- サ 副駅名標広告の掲出に係る申請書（様式第4号）（副駅名標広告を希望する場合）

【提案者が個人事業主の場合】

- ア 静岡県ネーミングライツ提案書（様式第1号）
- イ 事業の概要を記載した書類（任意様式）

- ウ 誓約書及び役員等名簿（様式第3号）
- エ 印鑑証明書（原本）
- オ 本人を証明する書類（顔写真の確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード表面等））の写し
- カ 所得の状況を証明する書類（源泉徴収票又は確定申告書の写し、市町民税課税証明書等）
- キ 直近1年分の納税証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のものに限る。）
 - ・静岡県税の未納がないことの証明書
 - ・個人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（個人事業主の場合）
- ク その他提案内容に関する資料（必要な場合適宜）
- ケ 副駅名標広告の掲出に係る申請書（様式第4号）（副駅名標広告を希望する場合）

(2) 提出部数

1部

なお、提出された書類・資料は返却致しかねますので御了承ください。

(3) 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年8月10日（月）まで

(4) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出してください。

持参する場合には、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時の間（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に、下記提出先まで持参してください。

郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法としてください。また、宛名のほかに「ネーミングライツ応募書類在中」と明記してください。8月10日（月）必着とします。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階 静岡県交通基盤部都市局公園緑地課 （ネーミングライツ応募書類在中）
--

(5) 質問事項の受付等

提案にあたり質問がある場合は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年7月31日（金）まで

イ 受付方法

質問事項を記載した文書をメールで受け付けます。

件名に「静岡スタジアムのネーミングライツにかかる質問」と明記してください。

- ・ Eメールアドレス：parks@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法

公平を期すため、原則として質問に対する回答は、順次、県ホームページに掲載しますので御覧ください。

* 県 公園緑地課ホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikoen/1076723.html>

(6) 提案にあたっての費用負担

提案に関し必要な費用は、提案者の負担とします。

(7) 留意事項

ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

イ 提出された提案書は、選定する以外に、提出者に無断で使用しないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの提案書等については、県は広報活動等において使用できるものとします。

ウ 提出された提案書は、県営都市公園ネーミングライツパートナー選定委員会へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的に必要な範囲に限定して複製することがあります。

エ 提出された提案書の変更、差替え、再提出及び返却には応じません。

オ 情報公開請求があった場合には、静岡県情報公開条例に基づき公開することがあります。

カ 書類提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

キ 法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は提案者が負うこととなります。

ク 提案者は同一の県有施設において複数の提案を行うことはできません。

ケ 公募に際し、県が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできません。

5 優先交渉権者の選定方法等

(1) 優先交渉権者

優先交渉権者とは、ネーミングライツの契約について、他者より優先的に県と交渉できる権利を有する者のことをいいます。

(2) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定にあたっては、県が別途開催する県営都市公園ネーミングライツパートナー選定委員会の意見を踏まえて県が選定します。

選定委員会では、複数者から応募があった場合、応募者に対して、ヒアリングを実施し、別添「評価項目・基準」を基に提案内容の評価を行い、評価が最も高い者を優先交渉権者候補者として、選定します。ヒアリング日時は別途調整を行います。

ただし、応募が1者のみの場合、応募書類について、別添「評価項目・基準」を基に書面審査を行い、優先交渉権者候補者を選定します。

(3) 選定基準

別添「評価項目・基準」をもとに、優先交渉権者を選定します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提出書類に不備がある場合
- ウ 募集要項に定める応募資格を満たしていない場合
- エ 法令、例規に違反する客観的事実が認められる場合
- オ 応募金額が募集要項に定める最低募集金額未満の金額である場合
- カ 消費税及び地方消費税含む応募金額に、1万円以下の端数がある場合
- キ 募集要項に定める「愛称の条件」に合致していない場合
- ク 契約期間が募集要項に定める期間未満の期間である場合
- ケ その他重大な不正行為があった場合

(5) 選定結果の通知

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての提案者に選定結果を通知します。

6 協議及び契約

(1) 協議及び契約

県は、優先交渉権者と速やかにネーミングライツの実施に関する協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

ただし、県と優先交渉権者の間において協議が整わなかった場合、次点提案者を優先交渉権者と決定して同様の協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

なお、優先交渉権者と県との協議等が滞り、事業の履行が確実にないと県が判断した場合は、優先交渉権者の決定を取り消すものとします。

また、本施設については指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について優先交渉権者、指定管理者及び県との間で協議することとします。

(2) ネーミングライツパートナーの告知

ネーミングライツパートナーと契約を締結した後、契約者名、県有施設等の愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

7 契約解除

契約期間中、次のいずれかに該当する場合、県は契約を解除することがあります。この場合、年度途中のネーミングライツ料の返還は行わず、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合でも、県はその責任を負いません。

- (1) ネーミングライツパートナーの事情、瑕疵、社会的信用を損なう行為等により県若しくは県有施設等のイメージが損なわれた場合
- (2) ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなった等により、契約の継続が困難であると判断した場合
- (3) その他、県が契約を解除することが必要であると判断した場合。

8 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度当初に、県が発行する納入通知書により行うものとします。なお、支払いは一括払いとし、分割して支払うことはできません。また、契約期間中は、ネーミングライツ料の変更は行いません。

10 愛称の普及

県は可能な限り愛称を使用するとともに、報道機関や利用団体等の関係機関に周知を図るものとします。

11 副駅名標広告の掲出について

J R 愛野駅の副駅名標広告の掲出については、ネーミングライツの募集価格に含まれません。また、副駅名標広告に表示できる内容は、別途、東海旅客鉄道株式会社(J R 東海)との協議が必要です。

本件ネーミングライツ募集にあわせて、副駅名標広告の掲出を希望する場合、別添「副駅名標広告の掲出希望申請書」を提出書類に添付し、提出してください。

12 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課（ネーミングライツ担当）

- ・受付時間 平日 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで
- ・住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階
- ・電話番号 054-221-3495
- ・ファクシミリ 054-221-3493
- ・Eメール praks@pref.shizuoka.lg.jp

(別添) 評価項目・基準

評価項目		配点	評価基準
応募者審査	法令遵守	5	<p>【評価基準】</p> <p>①募集要項に定める「応募資格」に抵触する客観的事実が特に認められないか。 ②その他法令、例規に違反する客観的事実が特に認められないか。 ③「法令順守に関する取組実績」の記載内容の妥当性</p> <p>○「法令遵守」が認められない場合の評価 ・①または②に該当する事実が一つでも認められれば「失格」 ・①または②に該当する事実は認められないが、③の「法令順守に向けた対応内容等」に記載が無かったり、法令順守に向けた対応内容として全く認められなければ「0点」</p> <p>○「法令遵守」が認められる場合の評価 ・③の「法令順守に関する取組実績」の記載内容に応じて、「大変優れている」～「やや劣っている」の4段階で評価</p>
	経営状況	5	<p>【評価基準】</p> <p>・経常損益が3期連続で赤字でないか。 ・自己資本金額（資本の部合計）が3期連続で債務超過でないか。</p> <p>○「安定した経営」が行われていない場合の評価 ・上記評価基準すべてにおいて適合せず、安定した経営が行われているとは認められなければ「0点」</p> <p>○「安定した経営」が行われている場合の評価 ・上記評価基準すべてにおいて適合し、安定した経営が行われていると認められれば満点。 ・上記評価基準の一部において適合している場合には、状況に応じて「優れている」～「やや劣っている」の3段階で評価</p>
提案内容	ネーミングライツ料	40	<p>【評価基準】</p> <p>○応募が1事業者の場合の評価 ・最低募集金額未満の金額であれば、「失格」 ・最低募集金額以上の金額であれば満点</p> <p>○応募が複数事業者の場合の評価 ・最低募集金額未満の金額であれば、「失格」 ・最低募集金額以上の者のうち、応募金額が最も高額のを満点とし、次点以下は計算式により算出</p> <p><計算式> 申請者の点数 = 配点 × (申請者の応募金額) / (応募があった中で、最高金額)</p>

提案内容	愛称	25	<p>【評価基準】</p> <p>①募集要項に定める「愛称の条件」に合致しているか ②親しまれる愛称であるか ③呼びやすい愛称であるか ④施設の用途に誤解を与えないか ⑤施設のイメージを損ねないか</p> <p>○評価基準に適合すると認められない場合の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①に合致しない場合には「失格」 ・①に合致するが、一般的に②～⑤には適合しないと認められる場合は「0点」 <p>○評価基準に適合すると認められる場合の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に上記評価基準に適合すると認められる場合には満点 ・十分に評価基準に適合するとは認められなかったとしても、適合の程度を考慮し「優れている」～「やや劣っている」の3段階で評価
	他施設への応募	10	<p>【評価基準】</p> <p>小笠山総合運動公園(静岡アリーナ)ネーミングライツ募集への応募はあるか。</p> <p>○小笠山総合運動公園(静岡アリーナ)ネーミングライツ募集への応募がない場合は「0点」</p> <p>○小笠山総合運動公園(静岡アリーナ)ネーミングライツ募集への応募がある場合は満点</p>
	その他	15	<p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛称の広告として新設するサインや公園施設活用等が提案されているか ・ネーミングライツパートナーとして、清掃活動やイベント開催等、公園施設の運営に協力する計画が提案されているか。 <p>○提案がない場合の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画がなかったり、提案の内容として全く認められなければ「0点」 <p>○提案がある場合の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案の内容により「大変優れている」～「やや劣っている」の4段階で評価
計		100	

<採点方法>

審査	採点
大変優れている（条件に適合している）	各項目の配点× 1.0
優れている	各項目の配点× 0.8
普通	各項目の配点× 0.6
やや劣っている	各項目の配点× 0.2
劣っている（条件に適合していない）	各項目の配点× 0

年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

会社名 事業所名	
住所・所在地	
役職 氏名・代表者名	印
連絡先	() -

静岡県ネーミングライツ提案書

「小笠山総合運動公園(静岡スタジアム)ネーミングライツパートナー募集要項」に基づき、下記のとおり提案します。

記

施設名	小笠山総合運動公園 静岡スタジアム、補助競技場及び投てき練習場
愛称	(静岡スタジアムの愛称)
	(補助競技場の愛称)
	(投てき練習場の愛称)
愛称の趣旨	
希望契約期間	令和9年4月1日 ~ 令和14年3月31日(5年間)
金額	_____円/年 (消費税及び地方消費税込み) (参考:税抜金額_____円/年)
応募動機	
副駅名標の掲出	JR愛野駅の副駅名標広告の掲出を 希望する・希望しない

※提案いただいた施設等の魅力向上に繋がる提案がありましたら御記入ください。

その他提案

御担当連絡先	所属部署名	
	担当者役職・氏名	
	電話	
	E-mail	

<会社概要>

商号又は名称	
代表者名	
本社所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
社員・従業員数	(年 月 日時点)
主な事業内容	
実績	他の地方公共団体でネーミングライツを実施した実績がある場合は、施設名や期間、実施時の看板等写真などを記入・提供してください。
	静岡県と契約や協定の締結、協働した実績がある場合は記入してください。 【記載内容例】 業務名： 業務概要： 契約期間： 年 月 日～ 年 月 日 契約金額： 円
法令順守に関する取組実績	(法令遵守に向けた貴法人の取組実績や、そうした取組についての考え方を記載)

誓 約 書

私

当社又は当団体

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

2 契約等の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
- (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊦

※添付資料 役員等名簿

役員等名簿

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 作成担当者 _____
 連絡先 _____

No	役職	氏名(カナ)	氏名(漢字)	生年月日(大正 T、昭和 S、平成 H)	性別(男女)
例	代表取締役	シバカ イロウ	静岡 一郎	S35. 1. 1	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、応募資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名(代表者)

⑩

【役員等名簿記入要領】

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあつては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあつてはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(かたかな)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 3 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報が2の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 4 役員等名簿には、提案者が記名押印をしてください。

令和 年 月 日

副駅名標広告の掲出に係る申請書

会社名 事業所名	
住所・所在地	
役職・代表者名	

このことについて、以下のとおり、副駅名標広告の掲出を希望する。

掲出箇所	JR愛野駅 副駅名標
副駅名標 表示希望内容	(例：〇〇〇エコパスタジアム前)
希望契約期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)
担当者名 担当者連絡先	職氏名： 電話番号： メールアドレス：

副駅名標広告の掲出を希望するにあたり、以下の点について同意します。

- 本書式について、副駅名標の表示内容等の審査のため、静岡県から株式会社JR東海エージェンシー及び、東海旅客鉄道株式会社へ提供します。
- 静岡県の行う「小笠山総合運動公園(静岡スタジアム)ネーミングライツパートナー募集」のネーミングライツパートナー優先交渉権者から副駅名標広告の表示内容等の審査を行います。
- 優先交渉権者においても、株式会社JR東海エージェンシー及び、東海旅客鉄道株式会社にて表示内容等を審査した結果、副駅名標広告の掲出が出来ない場合があります。
- 優先交渉権者が副駅名標広告の掲出を希望しなかった場合や、審査により掲出できなかった場合は、優先交渉権者以外の者が副駅名標広告の掲出を行うことがあります。